

第 6 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和8年1月15日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和8年1月15日(木曜日)

午前10時8分開議

午前10時27分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第10号)

出席委員(8人)

委員長 河津 修 司
副委員長 池 永 幸 生
委員 前 川 收
委員 城 下 広 作
委員 山 口 裕
委員 松 村 秀 逸
委員 西 村 尚 武
委員 幸 村 香代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 中 島 豪
政策審議監 磯 谷 重 和
生産経営局長 徳 永 浩 美
農村振興局長 永 田 稔
森林局長 宮 脇 慈
水産局長 那 須 博 史
農林水産政策課長 紙 屋 勝 良
農産園芸課長 福 永 哲
農村計画課長 野 入 正 憲
首席審議員
兼農地整備課長 大 森 直 樹
技術管理課長 宮 川 和 幸
森林整備課長 野 間 圭
林業振興課長 藤 田 隆 利
森林保全課長 山 下 聖 二
漁港漁場整備課長 植 田 光 和

事務局職員出席者

議事課参事 中 野 千 春
政務調査課主幹 入 舟 卓 雄

午前10時8分開議

○河津修司委員長 ただいまから第6回農林水産常任委員会を開会いたします。

なお、本日の委員会は、あらかじめ告示された事件及び緊急を要する事件のみを審議する臨時会での委員会であり、本会議を休憩しての開催でもありますので、質疑応答は付託議案に関するもののみに限らせていただきます。

また、本日の委員会出席者は、付託議案に関係する職員のみとしております。

それでは、本委員会に付託されました議案第1号を議題として、これについて審査を行います。

まず、議案第1号について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

初めに、中島農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○中島農林水産部長 今定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、1点御報告させていただきます。

令和6年の農業産出額と生産農業所得についてです。

昨年12月に、国におきまして公表されました本県の農業産出額は、過去最高の4,116億円となり、全国第6位、生産農業所得は全国第3位となりました。

産出額が増加した要因としては、米や野

菜、豚、乳用牛等で販売単価が上昇したことによるものと分析しているところがございます。

引き続き、今回の国の経済対策も積極的に活用し、災害に強い産地形成や生産基盤の強化などを進めるとともに、しっかりと担い手の確保、育成を図ることで、さらなる稼げる農林畜水産業の実現に向けた取組を進めてまいります。

続きまして、今回提案しております議案の概要を説明させていただきます。

補正予算関係として、先般、決定、成立した国の総合経済対策及び関係予算のうち、食料安全保障や国土強靱化に係る施策として、農地の大区画化や排水機場等の農業水利施設整備化等に要する経費のほか、再造林等の森林整備への助成、海岸堤防や漁港等の整備に要する経費など、総額129億9,000万円余の増額補正を提案しており、補正後の現計予算額は、一般会計、特別会計合わせて1,067億円余となります。

以上が今回提案しております議案の概要です。

詳細につきましては、この後、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○河津修司委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料、予算関係について御説明させていただきます。

1ページをお開きいただけますでしょうか。

令和7年度1月補正予算総括表でございます。

今回計上している予算は、国の経済対策に伴います防災・減災、国土強靱化に資する事

業などで、関係する8つの課の18事業となっております。

表の上段項目の左から3列目、(B)欄が1月補正額となります。

その列の一番下、合計の欄のとおり、農林水産部の1月補正合計額は、129億9,900万円余の増額補正でございます。

補正後の現計予算額は、表の一番右下の合計額のとおり、1,067億7,500万円余となっております。

この後、各課から詳細について説明いたしますが、目次のページの一番下段に資料凡例を示しております。

凡例のとおり、各予算の該当事業説明欄に、全ての事業が該当する「強靱化」のほか、加えまして、令和2年7月豪雨対策関連は「7月豪雨」、令和7年8月豪雨対策関連は「8月豪雨」、総合的なT P P等関連政策大綱に基づいた施策は「T P P等」と記載しているところがございます。

次に、12ページ、一番最後のページをお開きいただけますでしょうか。

令和7年度繰越明許費の設定でございます。

繰越明許費につきましては、9月及び11月議会で御承認をいただいておりますが、今回、1月補正予算分として、表の中央、設定額(B)の欄の最下段、125億1,000万円余を追加で提案しております。

この額は、1月補正予算で計上している事業のうち、国営事業の負担金等を除く予算額を設定しているところがございます。今回の設定により、令和7年度の合計額は、535億3,400万円余となっております。

農林水産政策課からは以上でございます。

○福永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

2ページをお願いします。

2段目の農業気象対策事業費の説明欄、園

芸産地における事業継続強化対策事業（経済対策分）は、災害に強い園芸産地の形成に必要な農業用ハウスの補強、大雨による浸水被害を防ぐためのイチゴの育苗設備の導入等の取組に対し助成を行うものです。

農産園芸課は以上です。

○野入農村計画課長 農村計画課でございます。

3ページをお願いします。

2段目の農業農村整備調査計画費の説明欄、農業農村整備事業調査計画費については、経済対策予算として、防災重点農業用ため池に係る劣化状況及び地震、豪雨耐性評価の調査に要する経費でございます。

農村計画課は以上です。

○大森農地整備課長 農地整備課でございます。

4ページをお願いいたします。

2段目の国営土地改良事業直轄負担金につきましては、八代平野地区、宇城地区の国営土地改良事業に係る県の負担金でございます。

3段目の県営中山間地域総合整備事業費につきまして、説明欄1の県営中山間地域総合整備事業費につきましては、中山間地域におけます農業生産基盤の整備を行うものでございます。

5ページをお願いいたします。

1段目の団体営農業農村整備事業費につきましては、市町村などが行う農業生産基盤整備などに対する助成でございます。

2段目の農業生産基盤整備事業費につきましては、県が行います農地の区画整理等に要する経費でございます。

4段目の海岸保全直轄事業負担金につきましては、玉名横島地区、八代地区の直轄海岸保全事業に係る県の負担金でございます。

5段目の農地防災事業費につきましては、

農地防災ダム施設等の整備に要する経費でございます。

最下段の単県農地防災施設管理費の説明欄、県管理土地改良施設等総合マネジメント事業につきましては、農業用ダムの情報の見える化に要する経費でございます。

農地整備課は以上でございます。

○宮川技術管理課長 技術管理課でございます。

6ページをお願いします。

2段目の地籍調査費については、経済対策予算として土砂災害警戒区域などの防災・減災、国土強靱化等に資する区域において地籍調査を実施する市町村に対する助成です。

技術管理課は以上です。

○野間森林整備課長 森林整備課でございます。

7ページをお願いします。

2段目、造林事業費につきましては、説明欄、森林環境保全整備事業におきまして、民有林における植栽、下刈り、間伐等一連の造林作業に対する助成事業で、国の経済対策を踏まえ増額を行うものです。

森林整備課は以上です。

○藤田林業振興課長 林業振興課でございます。

8ページをお願いします。

2段目の林道事業費の説明欄のとおり、森林整備や木材生産性の向上に加え、山村地域の生活環境の改善などを図るために県が行う林道開設に関する予算です。

林業振興課は以上です。

○山下森林保全課長 森林保全課でございます。

9ページをお願いします。

治山事業費は、防災・減災、国土強靱化を

推進するため、山地災害危険地区等において治山施設を整備するための経費でございます。

森林保全課は以上です。

○植田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

10ページをお願いいたします。

2段目の説明欄、漁港施設機能強化事業費は、安全確保がなされていない施設への機能強化に要する経費で、鳩之釜漁港の物揚げ場の耐震化を予定しています。

3段目の説明欄、水産物供給基盤機能保全事業費は、漁港施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減と平準化に要する経費で、塩屋漁港等の泊地しゅんせつや浮き栈橋の補修等を予定しています。

4段目の説明欄、水産生産基盤整備事業費は、水産物生産機能の強化を図るための漁港施設の整備に要する経費で、御所浦漁港の機械式係船岸の整備を予定しています。

11ページの説明欄、2の水産生産基盤整備事業費は、市町が行う事業費に対する助成で、熊本市の天明漁港を予定しています。

いずれも、国土強靱化として、国の経済対策に伴う費用となります。

漁港漁場整備課は以上です。

○河津修司委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

繰り返しになりますが、質疑は付託議案に限らせていただきますので、委員の皆様方の御協力をお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 まず、1ページですね。

今回の補正予算の補正の総額が、農林水産部においては、129億9,988万1,000円という額になります。

最後のページ、12ページを見ると、繰越明許の額が125億1,035万7,000円ということですが、この125億1,000万円というのが、来年度以降施行される繰越明許の額だというふうに思いますが、差額分がありますけれども、年度内施行、年度内完了できる部分というのは、この差額部分だと思っているんですけれども、それはどういう事業ですかね。全般にわたってますけれども。

○紙屋農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

繰越設定を今回させていただいている事業が大宗だということで、それ以外の部分はどういう事業かという御質問だと思いますけれども、申し上げますと、資料の4ページ、それから5ページに農地整備課のほうの事業が掲載されておりますけれども、ここに出てまいります、例えば、2段目の国営土地改良事業に係る県の負担金、こういったものが、今回、繰越明許費のほうには反映をさせていない事業等になるというところでございます。

その下段のほうの中山間地域基盤整備加速化事業の経済対策分、それから、5ページの上から4段目の直轄海岸保全事業に係る県負担、こういったものが繰越しの明許費には反映されておられません。

以上でございます。

○前川収委員 国直轄事業の県負担金分が、いわゆる今年度内ということ、それ以外は、ほとんど明許繰越しだということですね。はい、了解しました。ありがとうございます。

○河津修司委員長 ほかには。

○城下広作委員 10ページの漁港漁場整備課のほうにちょっと確認です。

今回、国土強靱化の部分で予算がつきましたけれども、本来、例えば、漁港施設の強化の部分とか生産機能の強化の漁港の整備とかあるけれども、もともとやりたかったけれども、予算の都合上、上げていなかったけど、今回、強靱化がついたことによって、これを補充するような格好にしたということですかね。

○植田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

もともと8年度に予定している事業を前倒しして要求しているというようなことになっております。

○城下広作委員 じゃあ、結果的に予定はしてたけれども、予算の関係では来年度と考えたけれども、先にできるという話の分だから、結果的にはいいことですよ。

○植田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

そのとおりでございます。

○城下広作委員 分かりました。了解です。

○河津修司委員長 ほかに質問等はございませんか。

○山口裕委員 すみません。3ページ、ちょっと教えていただければ。

防災重点農業用ため池なんですけれども、今回、このため池の対象の数はどれぐらいなのか、全体の数の何割ぐらいなのか、そして、今まで耐震の事業をやってきましたけれども、今回また新たに基準が見直されたの

か、そういったことを教えていただければありがたいかなと。

○野入農村計画課長 農村計画課でございます。

まず、防災重点農業用ため池でございますけれども、こちら、数といたしましては、県内で830か所のため池を今指定しております。

その中で、この調査につきましては、令和2年度から始めておまして、事業費ベースで今66%の進捗でございます。今回の補正を含めて実施しますと、8割までの進捗をまず調査としては行っております。

この調査の中で、対策が必要となったため池につきましては、順次対策工事のほうに着手してございまして、今現在20か所のため池で対策工事を実施しているところでございます。

農村計画課は以上です。

○山口裕委員 全ての、830か所以外にもため池はあるんですけれども、その辺りは安全だ、そんなに危険性は高くないと理解しとっていいんですかね。

○野入農村計画課長 農村計画課でございます。

今回調査しております防災重点農業用ため池でございますけれども、こちらにつきましては、ため池が決壊した場合に、浸水区域に住宅でありますとか公共施設等が存在して人的被害を与えるようなおそれがあるもの、これをまず重点的に実施するという対応しているものでございます。

農村計画課は以上です。

○山口裕委員 ありがとうございます。

○河津修司委員長 よろしいですか。

○山口裕委員 はい。

○河津修司委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号について採決いたします。

原案のとおり可決することに異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして第6回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午前10時27分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長